

自治体分科会について

オープンデータ流通推進コンソーシアム
事務局



1. 自治体分科会検討事項

(1) 会員種別別検討事項

自治体分科会では分科会員種別別にそれぞれ、以下の検討を実施する。

会員種別		検討内容	検討時期・ 検討方法
自治体会員		<ul style="list-style-type: none"> • 会員アンケートの結果、ニーズの高かったデータ公開方法について、自団体でも対応可能であるか、対応が難しい場合はなにがボトルネック要素となりうるのか検討を行う • 抽出された課題のうち、法的な課題については、データガバナンス委員会で検討する 	1月中旬から自治体分科会ML上で随時議論
		<ul style="list-style-type: none"> • 「自治体行政情報実証事業」において対象自治体が公開したデータ公開方法について自団体でも対応可能であるか、対応が難しい場合はなにがボトルネック要素となりうるのか検討を行う 	自治体行政情報実証事業の進捗に応じて、情報提供を受けた時点からML上で随時議論
		<ul style="list-style-type: none"> • 「自治体行政情報実証事業」やデータガバナンス委員会で作成するオープンデータマニュアル(仮称)について検討を行う 	自治体行政情報実証事業の進捗に応じて、情報提供を受けた時点からML上で随時議論
法人会員	アプリ作成グループ	<ul style="list-style-type: none"> • 「自治体行政情報実証」のオープンデータを用いて、オープンデータ・アプリコンテストに応募する 	2月3日～2月17日
	ビジネスモデル検討グループ	<ul style="list-style-type: none"> • 2014年3月に予定されている第4回利活用・普及委員会で表彰された「オープンデータ・アプリコンテスト」の応募作品や、総務省の行政情報実証実験で開発されたアプリ、自治体分科会の中で出たアイデアなどを、実際にビジネス化するための検討を行う。検討結果はビジネスモデル計画書としてとりまとめ、コンソーシアムHP上で提出・公開していただく。 	3月中旬～5月上旬

1. 自治体分科会検討事項

(2)自治体会員アンケート結果検討

会員アンケートの結果を受けて、以下の検討を実施する。

- 第1回会員アンケートにより、「住民基本台帳ベースの人口及び世帯データ」でニーズが高かったデータ公開方法は、**可能な限り粒度の細かい情報**であった。

必要なデータの間隔	1ヶ月単位 (42.5%)
いつから必要か	1988年(平成元年)以降 (32.3%)
いつ時点のデータが必要か	12月末または1月1日現在 (35.0%)
必要な年齢区分	1歳間隔 (80.6%)
必要な居住地区分	丁目単位 (38.7%)
その他の必要な属性	<ul style="list-style-type: none">• 国籍別人口 (71.0%)• 後期高齢者医療の被保険者数 (71.0%)
必要な世帯主の属性	<ul style="list-style-type: none">• 世帯主の年齢別 (77.4%)
必要な世帯構成	<ul style="list-style-type: none">• 世帯構成別 (87.1%)• 高齢者 (87.1%)

それぞれの粒度での公開可能性やこれらの条件を合わせた場合の公開可能性を検討

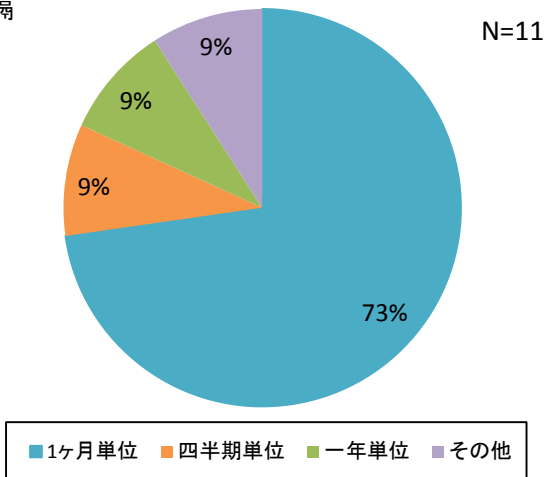
【検討項目】

- ① 上記の粒度での公開は可能か
- ② (不可または不明な項目がある場合)どのような点が課題として考えられるか。
- ③ (可の場合で現状公開していない項目がある場合)公開していない理由

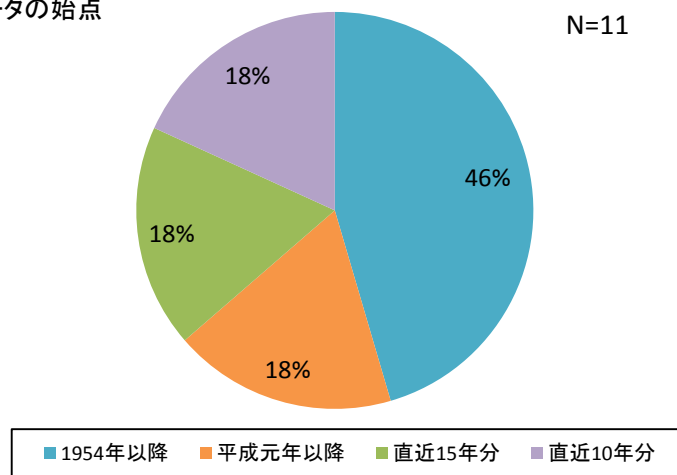
2. 自治体分科会会員自治体のデータ公開方法

- 自治体分科会会員自治体が各団体のHP上で公開している「住民基本台帳ベースの人口及び世帯データ」について、「必要なデータの間隔」「いつから必要か」「必要な年齢区分」「必要な居住地区分」の最小単位について確認した。

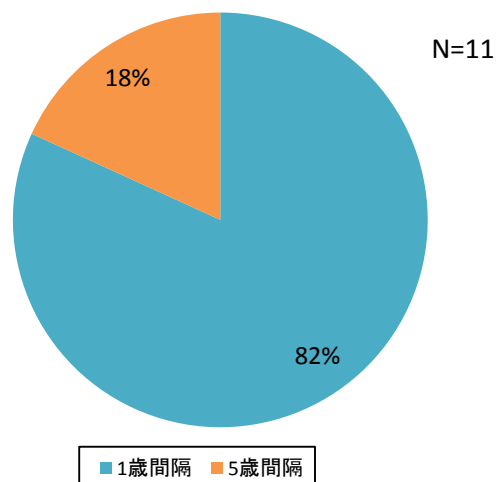
データの間隔



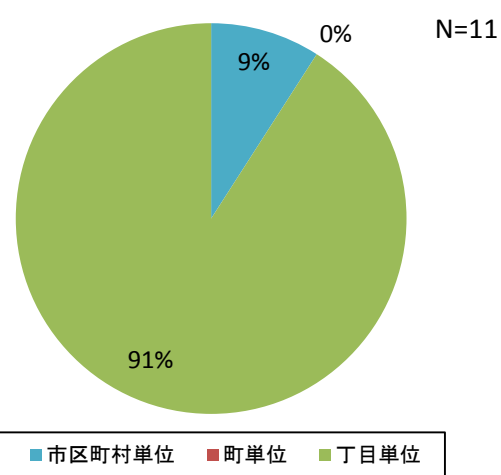
データの始点



年齢区分



居住地区分



2. 自治体分科会会員自治体のデータ公開方法（参考）①

- 各団体の「住民基本台帳ベースの人口及び世帯データ」の公開状況は以下のとおり。

	ファイル名	データの間隔	データの集計時期	データの始点	年齢区分	居住地区分	男女区別	備考
川崎市	平成～年度町丁目別世帯数・人口	3ヶ月	3, 6, 9, 12月末	平成9年	なし	市区町村単位	あり	ファイルは3か月ごとに分割されている
	～区役所管内町丁目別年齢別人口	3ヶ月	3, 6, 9, 12月末	平成10年	1歳	丁目単位	あり	ファイルは3か月ごと、 管轄する区役所ごとに分割されている
	平成～年～月末日外国人人口	3ヶ月	3, 6, 9, 12月末	平成10年	1歳	区役所、支所単位	あり	ファイルは3か月ごとに分割されている。 国籍はなし。
	住民基本台帳人口	1年	年度末	昭和28年	なし	市単位	あり	
北九州市	登録人口	1ヶ月	月末	平成14年	なし	市区町村単位	あり	ファイルは月ごとで分割されている
	～区の人口	半年	月末	平成元年	5歳	丁目単位	あり	ファイルは区ごと、半年ごとで分割されている
	年齢別	半年	3月31日 または9月30日	平成元年	1歳	市区町村単位	あり	ファイルは半年ごとで分割されている
鯖江市	世帯数と人口の推移	1年	10月1日	昭和31年	なし	なし	あり	
	地域別人口	なし	4月1日	最新データのみ	なし	なし	あり	
	町別	なし	4月1日	最新データのみ	なし	丁目単位	なし	
	年齢別	1年	10月1日	平成15年	1歳	なし	あり	直近2年は5歳間隔
	外国人登録数	5年	3月31日	平成20年	なし	なし	なし	5か国+その他
	鯖江人口.xml	1年	10月1日	2003年	1歳	なし	あり	
相模原市	全市域統計表	1月、4月、10月	各月末毎	平成13年	1歳	市単位	あり	ファイルは分割されている。 平成24年4月以前はPDFファイル
	～区統計表	1月、4月、10月	各月末毎	地区によって異なる	1歳	区単位	あり	ファイルは分割されている。 平成24年4月以前はPDFファイル
	～区の町丁目別年齢別人口	1年	1月1日	平成17年	1歳	丁目単位	あり	ファイルは分割されている。
鶴ヶ島市議会	人口世帯数の推移(5ページ)	1年	4月1日	昭和50年	なし	市単位	あり	
	年齢別人口(8ページ)			最新のデータのみ	5歳	市単位	あり	
	大字別男女別人口	1ヶ月 (直近1年以前は1年)	4月1日	平成13年	なし	丁目単位	あり	ファイルは1ヶ月毎に分割されている (直近1年以前は1年毎)
	外国人登録国籍別人口 (統計つるがしま10ページ)	1年	4月1日	平成13年	なし	市単位	なし	5か国+その他
流山市	年齢別・男女別人口	1年	4月1日	平成23年	1歳	なし	あり	ファイルは年毎に分割
	平成2年～25年の年齢別人口の推移表.pdf	1年	4月1日	平成2年	なし	なし	なし	
	町丁目別・男女別人口	1ヶ月	月末	平成23年	なし	丁目単位	あり	ファイルは年毎に分割
	町丁目別・年齢別・男女別人口	半年	4月1日、 10月1日	平成23年	1歳	丁目単位	あり	

2. 自治体分科会会員自治体のデータ公開方法（参考）②

- 各団体の「住民基本台帳ベースの人口及び世帯データ」の公開状況は以下のとおり。

	ファイル名	データの間隔	データの集計時期	データの始点	年齢区分	居住地区分	男女区別	備考
福岡県	住民基本台帳月報	1ヶ月	各月末	昭和60年	なし	市区町村単位	あり	ファイルは月毎に分割されている
	市町村別人口・世帯数年報.pdf	1年	3月31日	平成6年	なし	市区町村単位	あり	ファイルは年毎に分割されている
	市町村・男女・年齢5歳階級別人口.pdf	1年	3月31日	平成6年	5歳	市区町村単位	あり	ファイルは年毎に分割されている
福岡市	公称町別年間分一括収録統計表	1ヶ月	月末	平成13年	なし	丁目単位	なし	ファイルは年毎に分割されている
	公称町別年齢別全市一括収録統計表	1年	9月末日	平成13年	5歳	丁目単位	あり	ファイルは年毎に分割されている
	合算人口年齢別男女別	1ヶ月	月末	平成14年 <small>(外国人口は平成18年から)</small>	1歳	市区町村単位	あり	ファイルは年毎に分割されている
	合算人口日本人男女別年齢別	1年	9月末日	昭和48年	1歳	市区町村単位	あり	ファイルは3年ごとに分割されている
	小学校区別全市一括収録統計表	3ヶ月 <small>(直近3年以前は1年)</small>	9月末日	平成2年	1歳 <small>(平成14年以前は5歳)</small>	小学校区単位	あり	ファイルは3ヶ月毎に分割されている (直近3年以前は1年毎) 平成元年以前は年齢区分なしで別ファイル
	福岡市登録人口推移	1年	9月末日	昭和27年	なし	市区町村単位	あり	
松江市	月別住民基本台帳登録数	1ヶ月	月末	2005年	3区分 <small>(年少、労働、高齢)</small>	なし	あり	ファイルは年度毎に分割されている。
	町丁別・年齢別人口集計表	1ヶ月	月末	2007年	1歳	丁目単位	あり	ファイルは月毎に分割されている。
	国籍別外国人登録者数	1年	12月末日	2005年	なし	なし	あり	12か国+その他
	人口・世帯数 <small>(公民館別町別一覧表 65歳以上)</small>	1ヶ月	月末	2007年	なし	丁目単位	あり	ファイルは月毎に分割されている。
横須賀市	町別年齢(各歳)別人口	半年	4月、10月	平成13年	1歳	町単位	あり	ファイルは半年ごとに分類されている
	地区別年齢(各歳・5歳階級)別人口	半年	4月、10月	平成23年	1歳	地区単位	あり	ファイルは半年ごとに分類されている
	町別年齢(5歳階級)別人口	半年	4月、10月	平成23年	5歳	町単位	あり	ファイルは半年ごとに分類されている
	町丁目別人口	半年	4月、10月	平成13年	なし	丁目単位	あり	ファイルは半年ごとに分類されている
	外国人登録数	1ヶ月	月末	直近1年	なし	なし	なし	7か国+その他
横浜市	世帯と男女別人口	1ヶ月	月末	平成10年	なし	丁目単位	あり	ファイルは月ごとに分割されている
	国民基本台帳人口	1ヶ月	月末	平成14年	なし	市区町村単位	あり	
	～区年齢別人口	半年	3月31日 または9月30日	平成10年	1歳	丁目単位	あり	ファイルは区ごと、半年ごとに分割されている
	横浜市区別外国人人口			最新データのみ	なし	市区町村単位	なし	148か国+未確定+無国籍

3. 統計データの公開に関する法的な制限

- 「住民基本台帳ベースの人口及び世帯データ」の公開については、統計法により、個人や法人等の秘密の保護が規定されている。
- 住民基本台帳法では統計作成に関する制限等は明示されていない。

◆ 統計法

統計法に規定された秘密の保護に関する規定は以下のとおり。

(基本理念)

第三条 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。

- 2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。
- 3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。
- 4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

「統計法第33条の運用に関するガイドライン」の規定は以下のとおり。

3 申出に対する基本的審査基準 (7) 結果の公表方法及び公表時期

(前略)なお、集計した結果を公表する場合には、個々の調査対象に関する事項が特定、類推されることがないように、秘匿措置がなされることが必要である。(以下、省略)

※平成22年国勢調査小地域集計では、数値が著しく小さい地域は、秘匿処理(結果数値を「x」に置き換え)を施している。

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/syou1/tyuui.htm>

◆ 住民基本台帳法

住民基本台帳法に規定された目的・資料の提供に関する規定は以下のとおり。

(目的)

第一条 この法律は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

(資料の提供)

第三十七条 国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項に関して資料の提供を求めることができる。

- 2 国の行政機関は、その所掌事務について必要があるときは、都道府県知事に対し、保存期間に係る本人確認情報に関して資料の提供を求めることができる

4. 統計データの最小単位での公開に関する会員からの意見①

- 統計データの最小単位での公開に関しては、会員自治体から物理的な対応としての検討事項と法的な対応としての検討事項が提示された。
- 物理的な対応については、データの抽出方法の変更によりシステム改修が必要になる場合があり、ニーズや費用対効果の検証が必要との意見があった。

◆ システム改修への対応

- 各項目の1ヶ月単位での抽出は技術的に対応可能。ただし、データを取り出すにあたっては、システム改修が必要となるため、それなりのコスト(準備期間・改修費用)がかかる。
- 作業の増加や場合によってはシステムの改修が必要になってくるため、導入自治体においてニーズや費用対効果の検証が必要。

事務局提案

- 他の業務システムから抽出可能(想定も含む)なデータのうち、住民の利便性向上や経済活性化に資すると考えられるデータ項目について検討を行う。

4. 統計データの最小単位での公開に関する会員からの意見②

- 法的な対応については、会員自治体内でも現状の対応や考え方も分かれており、各自治体で容易にオープンデータ化に取り組めるよう方針を検討する必要がある。

◆ 詳細データの非公開に関する対応

表示していない自治体	<ul style="list-style-type: none"> 現在公開している人口データ(町丁名毎、5歳間隔)については、世帯が特定されるのを防ぐため、町丁字の世帯数が3世帯以下の場合には、情報を非表示にしている。(※区毎の集計値から逆算できる場合は、非表示とする世帯数上限を拡大する場合もある。) 総務省統計局の小地域集計結果の秘匿方法にならい、プライバシーに配慮するため、町丁・字単位で、男または女の人口いずれかが9人以下の場合、その町丁・字の表は秘匿している。 どこまでの情報を秘匿すれば、プライバシーが保護されるかは、データ項目の性質にも係わってくるため、関係部署との個別調整が必要になる。
表示している自治体	<ul style="list-style-type: none"> 秘匿すべき明確な根拠が不明確であるため、推計人口、住基ベースの町丁別人口など、秘匿項目を設けず公開している。

町丁字別のデータにおいて、非表示にしている例

世帯数	人 口			年 齢 (5 歳 間 隔) 別 人 口									
	総 数	男	女	0歳未満	0～9歳	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39		
35,874	71,495	33,369	38,126	2,489	2,633	2,800	2,905	3,388	3,435	3,731	4,201		
517	1,044	504	540	24	18	47	59	30	54	46	63		
426	831	389	442	10	14	23	34	39	28	32	31		
138	290	131	159	12	4	13	7	12	19	20	9		
80	167	76	91	13	11	7	3	4	4	22	15		
225	458	203	255	34	13	20	24	13	21	30	35		
461	924	433	491	30	38	36	45	28	27	53	62		
56	110	56	54	1	2	3	6	7	6	2	1		
335	677	302	375	12	10	20	25	28	13	27	37		
303	585	262	323	14	18	24	17	19	19	21	33		
145	236	117	119	9	5	2	10	14	12	19	13		
127							8	34	29	9	7		
370							30	33	33	24	23		
713							67	94	73	89	91		
164							24	26	12	19	25		
289	584		339	29	22	16	22	24	35	36	52		
2	6	3	3	x	x	x	x	x	x	x	x		
598	1,214	544	670	95	96	97	73	41	95	40	60		
384	816	389	427	21	17	35	32	36	39	46	37		
470	857	352	505	13	25	40	32	25	27	22	41		
228	364	172	192	9	5	17	14	34	24	9	5		

世帯数が「3」以下の場合、年齢別人口を非表示にしている。

町丁字別のデータにおいて、表示にしている例

区 分	全 市			●●区	●●●区	●●●区	
	総 数	男	女				
出 生	1,208	601	607	172	139	229	
死 亡	921	503	418	182	136	129	
自然増 △減	287	98	189	△ 10	3	100	
増	転 入						
	県外から	3,944	2,084	1,860	555	360	800
	県内から	1,531			人数が「1」でも表示		
加	市内他区から	1,417	747	670	132	179	251
	その他	51	30	21	12	7	1
計	6,943	3,657	3,286	983	705	1,407	

4. 統計データの最小単位での公開に関する会員からの意見③

- 法的な対応については、会員自治体内でも現状の対応や考え方も分かれているため、ガバナンス委員会に対応について諮問することとする。

◆ 住民基本台帳制度の閲覧制度に関する対応

閲覧制度との整合性に関する意見	<ul style="list-style-type: none">・ 住民基本台帳法改正により、それまで第三者が閲覧可能であった住民情報が個人情報保護の観点から原則非公開になった。仮にオープンデータとして世帯構成が特定できるもの(世帯主や続柄の情報等)を公開した場合に、<u>現在の住基閲覧制度の趣旨から外れてしまうのではないか。</u>
市内規として扱っている意見	<ul style="list-style-type: none">・ 総務省統計局の小地域集計結果の秘匿方法に基づき、<u>当市内規として取扱いしており、住基法及び条例等を根拠としてはいない。</u>

(個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第十一条の二 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者(以下この条及び第五十一条において「申出者」という。)が個人の場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び第十二条の三第四項において同じ。)の場合にあつては当該法人の役職員又は構成員(他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。)で当該法人が指定するものに、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。

(以下省略)

事務局提案

- 「住民基本台帳ベースの人口及び世帯データ」の公開について、統計法や住民基本台帳法等との関係について、データガバナンス委員会にて検討いただく。

(参考) 会員アンケート結果

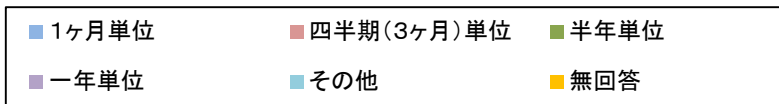
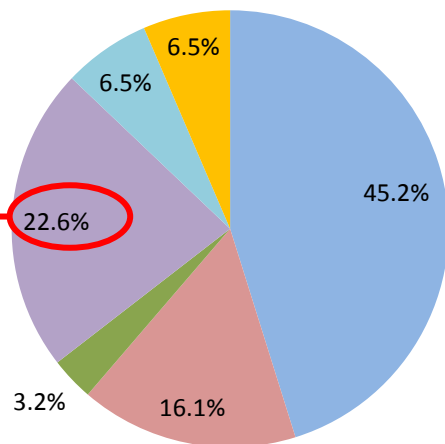
会員アンケートの概要は、以下のとおり。

調査の目的	会員企業等のニーズを探り、オープンデータに対する積極的なする。	
調査方法	電子メール(回答用電子ファイルへの記入)	
実施時期	2013年11月20日(水)～2013年11月27日(水)	
調査対象	オープンデータ流通推進コンソーシアム会員	
調査対象数	146団体・個人(企業・団体:141団体、有識者:5名)	
実施方法	会員自治体に対し、地方公共団体が保有している「住民基本台帳ベースの人口及び世帯データ」をモデルとして、「時間軸とエリアの粒度」に関するニーズを回答してもらった	
回収数 / 回収率	31団体(2013年11月29日現在) / 22.0%	
質問項目	「人口データ」について	問1 必要なデータの間隔 問2 いつから必要か 問3 一年単位の場合、いつ時点のデータが必要か 問4 必要な年齢区分 問5 必要な居住地区分 問6 その他の必要な属性
	「世帯データ」について	問7 必要な世帯主の属性 問8 必要な世帯構成
	データの活用方法	問9 問1～8までに回答した住民基本台帳データの主な活用方法(自由記述) 問10 住民基本台帳データ以外でオープンデータにして欲しいデータ(自由記述) 問11 コンソーシアム会員区分(該当するものひとつ)

(参考) 会員アンケート結果

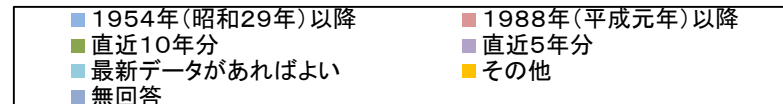
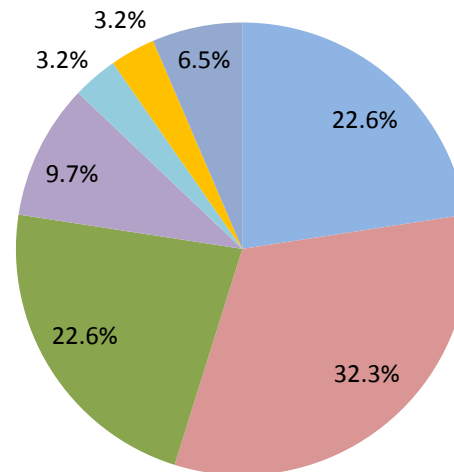
必要なデータの間隔

N=31



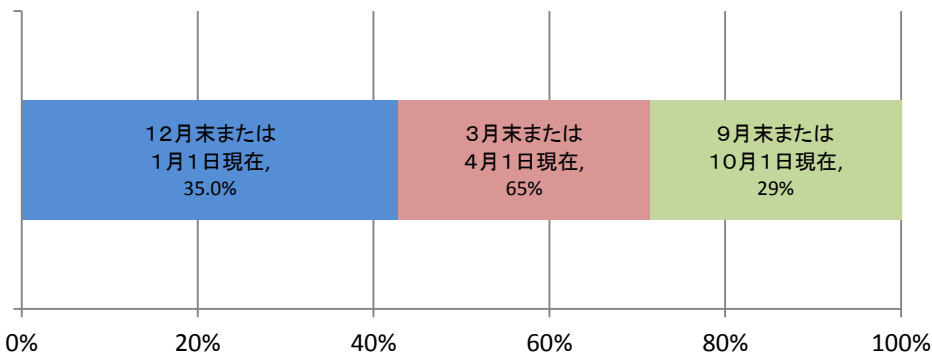
いつから必要か

N=31



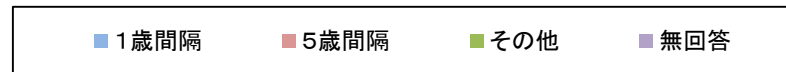
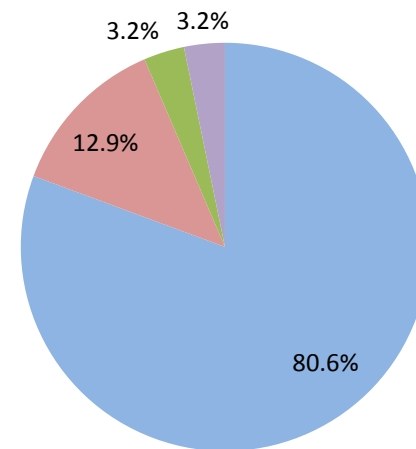
一年単位の場合、いつ時点のデータが必要か

N=7



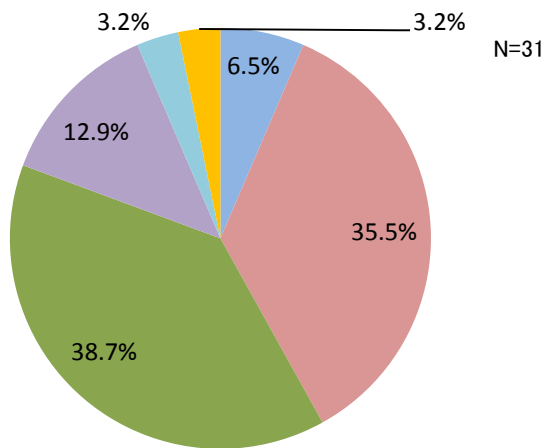
必要な年齢区分

N=31



(参考) 会員アンケート結果

必要な居住地区分

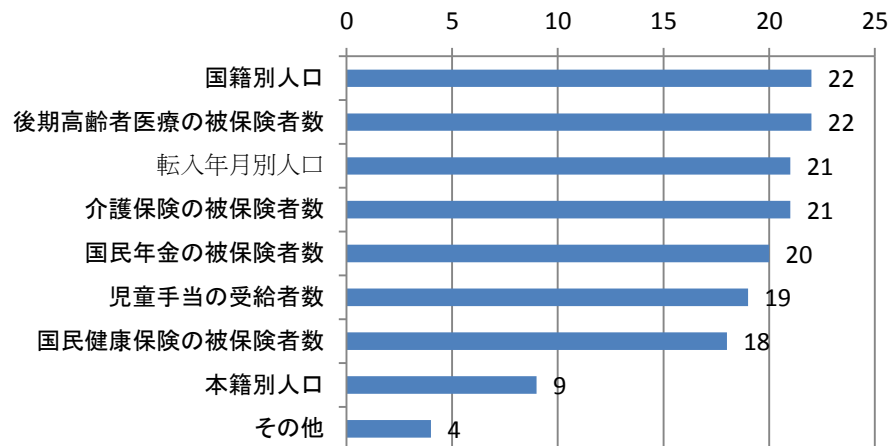


N=31

■ 市区町村単位 ■ 町単位 ■ 丁目単位 ■ 番地単位 ■ その他 ■ 無回答

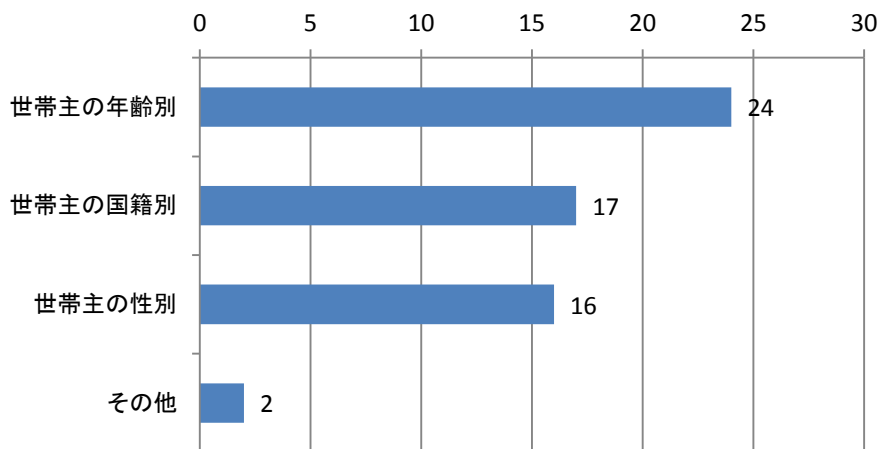
その他の属性

N=31



必要な世帯主の属性

N=31
(複数回答)



必要な世帯構成

N=31
(複数回答)

